

## 荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付要綱

平成21年4月1日制定  
(20荒福介第2581号)  
(副区長決定)  
平成22年3月30日一部改正  
平成24年3月30日一部改正  
平成25年3月22日一部改正  
平成28年5月31日一部改正  
平成31年4月1日一部改正  
令和4年4月27日一部改正  
令和5年4月24日一部改正  
令和6年8月9日一部改正  
令和7年7月31日一部改正  
令和8年1月16日一部改正

### (通則)

第1条 荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金の交付については、区市町村介護人材確保対策事業実施要綱(平成30年3月28日29福保高介第2187号)、令和7年度東京都区市町村介護人材確保対策事業費補助金交付要綱(令和7年5月9日7福祉高介第269号)及び荒川区補助金等交付規則(昭和62年荒川区規則第27号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)による指定又は許可を受けた区内の介護サービス事業所(以下「事業所」という。)が、その事業所に勤務する者(以下「従業者」という。)に、介護福祉士養成のための実務者研修(以下「実務者研修」という。)又は介護職員初任者研修(以下「初任者研修」という。)を受講及び修了させた場合に、区が事業所の負担した費用に対して補助を行うことにより、経費負担の軽減を図り、もって事業所が質の高い介護サービスを安定的かつ継続的に提供できる基盤を整備することを目的とする。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、事業所を有する介護サービス事業者(以下「事業者」という。)であって、第6条の規定による申請から第11条第1項及び第3項の規定による実績報告までの間、法による指定又は許可が有効であるものとする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の補助対象となる経費は、補助対象者が運営する事業所に勤務する従業者が実務者研修又は初任者研修を受講するのに要した講習受講料であり、かつ、次の要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 講習受講料を補助対象者が負担していること。
- (2) 第6条の規定による申請から第11条第1項及び第3項に定める実績報告までの間、従業者が同一事業所に在職していること。ただし、第6条の規定による申請後、事業者が運営する別の事業所に異動した場合であっても、第8条第1項に規定する変更交付申請を行い、第8条第2項の規定による変更承認を得たときは、本要件を満たしたものとす。
- (3) 補助対象者が従業者の離職防止に努めること。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、実務者研修の場合にあっては1人につき18万円を、初任者研修の場合にあっては1人につき9万円を上限とし、区の予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

第6条 本事業による補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付申請書（別記第1号様式）及び荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付申請書（個票）（別記第1号の2様式）により、区長に申請するものとする。

2 前項の申請は、従業者が実務者研修又は初任者研修を受講を開始する前に行うものとする。

(交付決定及び通知)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その適否を審査し、適当であると認めるときは、荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、適当でないと認めるときは、荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第8条 申請者は、前条の規定により補助の交付決定を受けた後、第6条第1項の交付申請の内容に変更が生じた場合は、荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金変更申請書（別記第4号様式。以下「変更申請書」という。）により変更交付申請を行わなければならない。

2 区長は、前項の規定により、変更交付申請があったときは、その適否を審査し、適当で

あると認めるときは、荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金変更承認通知書（別記第5号様式）により、適当でないと認めるときは、荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金変更不承認通知書（別記第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助条件）

第9条 区長は、第7条の規定による交付決定に際して、第4条第1項第1号から第3号及び別紙の補助条件を付するものとする。

（他の補助金との関係等）

第10条 申請者は、この補助金の対象経費に充当することを目的として、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（実績報告）

第11条 第7条の規定による交付決定を受けた交付申請の内容及び第8条第2項の規定による変更承認を受けた第8条第1項に規定する変更申請書の内容に基づき補助の要件を全て満たすこととなった申請者は、研修修了日から1か月後の日若しくは補助金の交付決定に係る年度の末日のうちいずれか早い方の日までに、荒川区介護サービス事業所人材育成事業実績報告書（別記第7号様式。以下「実績報告書」という。）に必要書類を添えて提出するものとする。

2 区長は、前項の規定による実績報告を受けた場合において、その内容（以下「補助事業の成果」という。）が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金確定通知書（別記第8号様式。以下「確定通知書」という。）により、交付すべき補助金の額を確定し、適当でないと認めるときは、荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金実績報告是正命令通知書（別記第9号様式。以下「是正命令通知書」という。）により、不適当な箇所を示した上で適切な内容に改めるよう通知する。

3 前項に規定する是正命令通知書による通知を受けた申請者は、通知を受けた日から1か月後の日若しくは通知を受けた日の属する年度の末日のうちいずれか早い方の日までに、通知の内容に従い、改めて実績報告書に必要書類を添えて区長に提出しなければならない。

4 区長は、前項の規定による実績報告を受けた場合において、確定通知書により、交付すべき補助金の額を確定し、通知する。

5 申請者が第1項による実績報告を行わずに、第7条の規定により交付決定を受けた交付申請書に記載した修了予定月（申請者が第8条第1項により変更申請を行い、区長から第8条第2項による変更承認の通知を受けていた場合は、当該変更申請書に記された修了予定月）の翌月末日若しくは修了予定月の属する年度の末日のうちいずれか早い方の日を経過した場合、区長は第7条の規定による交付決定を取消することができるものとする。

6 区長は、前項の規定により、交付決定を取消した場合は、荒川区介護サービス事業所人

材育成事業補助金交付決定取消通知書（別記第10号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 7 前項の規定による交付決定の取消通知を受けた者は、その通知があった日から1か月後の日若しくは通知があった日の属する年度の末日のうちいずれか早い方の日までに、荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金利用中止実績報告書（別記第11号様式）に必要書類を添えて提出するものとする。

#### （補助金の請求）

第12条 前条第2項の規定による確定通知を受けた者は、荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金請求書（別記第12号様式）により、区長に補助金の交付を請求するものとする。

#### （決定の取り消し及び補助金の返還）

第13条 区長は、第7条の規定による交付決定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） 他の制度で同様の補助金の交付を受けたとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

3 前2項の規定は、第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

#### （消費税等に係る税額控除の報告）

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了した後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、当該仕入控除税額について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第13号様式）により、速やかに区長に報告しなければならない。この場合において、補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

2 前項により、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を区に返還しなければならない。

#### （委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条に規定する実務者研修については、平成27年4月1日から平成28年5月31日までの間に受講が開始されており、かつ、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に修了し、又は修了すると見込まれる場合は、平成28年6月末日までは、第6条第1項の申請を行うことができるものとする。

3 前項の規定により第6条第1項の申請を行った場合は、第10条第1項に規定する実績報告書は、第7条の規定による交付決定を受けた日から1か月後の日までに提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

## 別紙

### 補 助 条 件

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

#### 第1 決定の取消し

- 1 区長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (3) 他の制度で同様の補助金の交付を受けたとき。
- 2 1の規定は、荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

#### 第2 承認事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、申請者は、荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付申請書（個票）（別記第1号の2様式）によりあらかじめ指定した修了予定年月の末日までに区長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象となる研修（以下「補助事業」という。）に要する経費の配分を変更しようとするとき
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき
- (3) 補助事業を中止しようとするとき

#### 第3 事故報告

申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

#### 第4 実績報告

申請者は、補助事業の終了日から1か月後の日若しくは補助金の交付決定に係る年度の末日のいずれか早い方の日までに、荒川区介護サービス事業所人材育成事業実績報告書（別記第7号様式。以下「実績報告書」という。）に関係書類を添付して、区長に報告しなければならない。

#### 第5 是正のための措置

- 1 区長は、要綱第11条の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又は

これに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを申請者に命じることがある。

- 2 第4の実績報告は、1の規定による命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

## 第6 補助金の返還

- 1 区長は、第1の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。
- 2 要綱第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

## 第7 違約加算金及び延滞金

- 1 第1の規定により補助金の交付決定の全部又は一部が取り消され、第6の規定によりその返還を命じられたときは、補助金受給者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 第6の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、補助金受給者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

## 第8 延滞金の計算

第7の2の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

## 第9 譲渡又は担保の禁止

補助金受給者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保にしてはならない。

## 第10 関係書類の保管

補助金受給者は、本事業に関係した書類を、当該会計年度終了後5年間保存しなければならない。

## 第11 消費税等に係る税額控除の報告

補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了した後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、当該仕入控除税額について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第13号様式）により、速やかに区長に報告しなければならない。この場合において、補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

2 前項により、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を区に返還しなければならない。

別記第1号様式（第6条関係）

荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付申請書

荒川区長 殿

年 月 日

所在地  
\_\_\_\_\_  
事業者名及び代表者名

\_\_\_\_\_

荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金の交付について、荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり関係書類を添えて交付申請いたします。

記

1 交付申請額      金 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類      個票のとおり

別記第1号の2様式（第6条関係）

荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付申請書（個票）

1 当該事業所の概要

- (1) 名称  
(2) 所在地 荒川区  
(3) 事業所番号 (サービス種別)  
(4) 指定年月日 年 月 日

2 研修修了予定者

フリガナ	
氏名	
修了予定研修 (いずれかに○)	実務者研修 初任者研修
講習受講料	円
修了予定年月	年 月
備考	

3 修了後に行う離職防止策について（1つ以上3つまで記入）

	内容	実施時期
1		年 月
2		年 月
3		年 月

- 4 添付資料 雇用契約書（写し）、研修の概要（内容、受講開始日、受講料）がわかる資料（研修パンフレット、研修案内等）

荒 第 号  
年 月 日

様

荒川区長

荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請がありました荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金について、荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条の規定に基づき、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助条件

- ・対象となっている従業者が 年 月 日付け荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付申請書（個票）に記載した研修を修了すること。
- ・事業者が上記研修の講習受講料を負担すること。
- ・交付要綱第6条に基づく交付申請から交付要綱第11条第1項及び第3項に定める実績報告までを通じて、本事業所が区内に所在し、法による指定又は許可が有効であること。
- ・交付要綱第6条に基づく交付申請から交付要綱第11条第1項及び第3項に定める実績報告までを通じて、当該従業者が本事業所に在職していること（ただし、同法人内で区内の別の事業所に異動した場合は、交付要綱第8条第1項に基づく変更申請を行い、交付要綱第8条第2項による区の承認を得た場合は、本要件を満たしたものとする）。
- ・事業者は荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付申請書（個票）に記載した離職防止策を講じること。
- ・その他別紙のとおり

3 申請の取下げ

この交付決定の内容に異議があるときは、この通知を受け取った日から起算して14日以内に、補助金の交付申請を取り下げることができます。

別記第3号様式（第7条関係）

荒 第 号  
年 月 日

様

荒川区長

荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請がありました荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金について、荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定内容 交付しない

2 理 由

別記第4号様式（第8条関係）

荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金変更申請書

荒川区長 殿

年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_  
事業者名及び代表者名 \_\_\_\_\_

荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金について、 年 月 日付け 荒  
第 号により交付が決定されたところですが、交付申請の内容に変更が必要となっ  
たため、荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付要綱第8条第1項により、以  
下のとおり、変更申請いたします。

記

1 継続有無（該当するものに○）

- ① 申請内容を変更のうえ本事業の利用を継続したい
- ② 本事業の利用を中止する

2 （1で①を選択した場合）変更内容

（該当するものに○をつける。③は金額を、④は内容を記述する。）

- ① 事業所の区内移転
- ② 対象従業者が、運営事業者が同一である区内の別事業所に異動
- ③ 講習受講料の変更による交付申請額の変更（金 円）
- ④ その他

（ ）

3 （1で②を選択した場合）中止理由

（該当するものに○をつける。②及び④は内容を記述する。）

- ① 対象従業者の退職又は区外事業所への異動
- ② 対象従業者は本事業所に在職しているが研修を修了できない見込のため

- ( )
- ③ 事業所が廃止又は区外に移転のため
  - ④ その他
- ( )

4 (1で①を選択した場合) 添付書類  
別記第1号の2様式(個票)

別記第5号様式（第8条関係）

荒 第 号  
年 月 日

様

荒川区長

荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請がありました荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金について、荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり変更を承認しましたので通知します。

記

1 変更内容

別記第6号様式（第8条関係）

荒 第 号  
年 月 日

様

荒川区長

荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金変更不承認通知書

年 月 日付けで変更申請がありました荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金について、荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、以下のとおり通知します。

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 決定内容      | 変更を承認しない  |
| 2 今後の対応について | 本事業の利用を継続することができない場合は、荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金変更申請書（別記第4号様式）により、本事業の利用中止を申請してください。 |

別記第7号様式（第11条関係）

荒川区介護サービス事業所人材育成事業実績報告書

荒川区長 殿

年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_  
事業者名及び代表者名 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 荒 第 号により交付決定を受けた荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金について、荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条の要件を全て満たしたため、交付要綱第11条第1項又は第3項の規定に基づき下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 添付書類
- (1) 研修受講に要した領収書等の写し
  - (2) 研修修了証の写し
  - (3) 雇用契約書の写し
  - (4) 登録申請書（債権者・納入者）  
(振込を希望する口座が荒川区に登録されていない場合のみ提出)

別記第8号様式（第11条関係）

荒 第 号  
年 月 日

様

荒川区長

荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金確定通知書

年 月 日付け荒川区介護サービス事業所人材育成事業実績報告書により実績報告を受けた荒川区介護サービス事業所人材育成事業について、荒川区介護サービス事業所人材育成補助金交付要綱第11条第2項又は同条第4項の規定に基づき以下を確定します。

記

- 1 確定金額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 理由（確定金額が0円の場合のみ）

別記第9号様式（第11条関係）

荒 第 号  
年 月 日

様

荒川区長

荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金是正命令通知書

年 月 日付けで実績報告がありました荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金について、荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第11条第2項の規定に基づき、以下のとおり是正した上で、改めて実績報告を行ってください。

記

1 是正が必要な内容

2 期限 年 月 日

3 その他

上記内容に沿った是正が行われていない実績報告書が提出された場合又は上記期限までに実績報告書が提出されない場合は、本事業による補助を受けることができません。

別記第10号様式（第11条関係）

荒 第 号  
年 月 日

様

荒川区長

荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付申請がありました荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金について、荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付要綱第11条第6項の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取消しましたので通知します。

記

1 理由

別記第11号様式（第11条関係）

荒川区介護サービス事業所人材育成事業利用中止実績報告書

荒川区長 殿

年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_  
事業者名及び代表者名 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 荒 第 号により交付決定を受けた荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金について、利用中止を申請したところですが、荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付要綱第11条第7項に基づき、これまでの実績を報告します。

記

1 報告内容（該当する選択肢に○）

- ①研修受講費は支払わず、1回も受講しなかった。
- ②研修受講費は支払ったが、1回も受講しなかった。
- ③受講を開始したが修了に至らなかった。
- ④研修を修了した。

別記第12号様式（第12条関係）

荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金請求書

荒川区長 殿

年 月 日

所在地  
\_\_\_\_\_  
事業者名及び代表者名  
請求者  
\_\_\_\_\_  
⑩

年 月 日付け 荒 第 号により確定通知のあった荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金について、荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき下記のとおり補助金を請求いたします。

記

1 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

別記第13号様式（第14条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

荒川区長 殿

年 月 日

事業者名  
代表者名  
所在地  
対象事業所

年 月 日付け、 荒 第 号により交付決定を受けた荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金について、交付決定通知書により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 補助金確定額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額

金 \_\_\_\_\_ 円

3 その他参考となるべき書類（2の金額の積算内訳等）

※2の金額の積算内訳等

※返還額がない場合は「返還額がないことの理由書」